

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	有水郵便局	輸送施設の使用停止 (106日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県都城市高城町有水98-9					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	志和池郵便局	輸送施設の使用停止 (94日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県都城市大字上水流町1688-1					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	五ヶ瀬郵便局	輸送施設の使用停止 (90日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所10721-6					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	高原郵便局	輸送施設の使用停止(80日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県西諸県郡高原町西麓868-3					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	河陽郵便局	輸送施設の使用停止(96日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽2990-2					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	甲佐郵便局	輸送施設の使用停止(91日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県上益城郡甲佐町大字岩下86					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	草部郵便局	輸送施設の使用停止(85日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県阿蘇郡高森町大字草部1852-7					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	芦北郵便局	輸送施設の使用停止(85日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県葦北郡芦北町佐敷255-1					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	田浦郵便局	輸送施設の使用停止(84日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県葦北郡芦北町大字田浦823-6					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	鏡郵便局	輸送施設の使用停止 (82日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県八代市鏡町鏡330					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	七滝郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県上益城郡御船町七滝2106					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	栖本郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草市栖本町湯船原742					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	三角郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県宇城市三角町三角浦1160-71					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	荒尾郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県荒尾市大正町2丁目1-11					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	五家荘郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月31日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県八代市泉町椎原35-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	宮原郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県八代郡氷川町宮原栄久70					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	波野郵便局	輸送施設の使用停止(37日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県阿蘇市波野大字滝水142-1					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	阿蘇郵便局	輸送施設の使用停止(32日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県阿蘇市内牧187-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	一の宮郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月23日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県阿蘇市一の宮町宮地2300					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	高串郵便局	輸送施設の使用停止(106日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県唐津市肥前町田野甲2979-7					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	佐志郵便局	輸送施設の使用停止(102日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県唐津市佐志浜町4144-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	呼子郵便局	輸送施設の使用停止(88日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦984-3					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	仁比山郵便局	輸送施設の使用停止(83日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県神埼市神埼町的347-2					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	鳥栖郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県鳥栖市元町字横田1234-2					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	姫戸郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県上天草市姫戸町姫浦2541-20					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	城南郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県熊本市南区城南町大字隈庄550					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	宮地岳郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	熊本県天草市宮地岳町5531-11					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	諸富郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県佐賀市諸富町大字諸富津67-12					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	知覧郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県南九州市知覧町大字郡6198					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	大浦郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県南さつま市大浦町2104					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	住用郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県奄美市住用町石原4					
令和7年12月3日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	宇検郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県大島郡宇検村大字湯湾9					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	溝辺郵便局	輸送施設の使用停止 (160日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県霧島市溝辺町有川299-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	財部郵便局	輸送施設の使用停止(98日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月11日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県曾於市財部町南俣170-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	水引郵便局	輸送施設の使用停止(98日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩川内市水引町3395-34					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	笠沙郵便局	輸送施設の使用停止(95日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県南さつま市笠沙町片浦727-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	中甑郵便局	輸送施設の使用停止(92日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩川内市上甑町中甑250-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	樋脇郵便局	輸送施設の使用停止(88日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県薩摩川内市樋脇町塔之原3568-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	坊郵便局	輸送施設の使用停止(83日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県南さつま市坊津町坊6936-6					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	山川郵便局	輸送施設の使用停止(80日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県指宿市山川新生町35-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	高山郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県肝属郡肝付町新富166-5					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	田布施郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県南さつま市金峰町尾下189-3					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	田代郵便局	輸送施設の使用停止(56日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県肝属郡錦江町田代麓742-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	上屋久郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年5月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県熊毛郡屋久島町宮之浦126					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	安房郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年5月21日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県熊毛郡屋久島町安房187-67					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	吉田郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県鹿児島市本名町4669-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	鹿児島西郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県鹿児島市小山田町39-2					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	上伊集院郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県鹿児島市上谷口町1671					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	大隅垂水郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県垂水市大字栄町19					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	上市来郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県日置市東市来町養母12897					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	伊集院郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県日置市伊集院町下谷口1933					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	山田郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県姶良市下名1068-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	日置郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県日置市日吉町日置3453					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	頴娃郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県南九州市頴娃町郡9215-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	指宿北郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県指宿市西方4697-イ					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	指宿郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年6月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	鹿児島県指宿市大牟礼3丁目20-6					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	豊後高田郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県豊後高田市金谷町1182-1					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	飯田高原郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県玖珠郡九重町田野1624-39					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	天ヶ瀬郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県日田市天瀬町桜竹681-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	緒方郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県豊後大野市緒方町馬場10-5					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	佐賀関郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月28日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県大分市佐賀関2188					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	久住郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県竹田市久住町久住6135-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	荻郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県竹田市荻町恵良原730-10					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	山国郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県中津市山国町守実114-7					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	三花郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県日田市藤山町230-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	茂木郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県長崎市茂木町76-16					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	富江郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県五島市富江町富江281-2					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	奈留島郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県五島市奈留町浦1750-3					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	三和郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県長崎市蚊焼町3026					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	三井楽郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1287-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	佐世保郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県佐世保市京坪町3-10					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	岐宿郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県五島市岐宿町岐宿2398-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	石田郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県壱岐市石田町印通寺浦469-48					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	津屋崎郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県福津市津屋崎1570-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	糸田郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月10日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県田川郡糸田町川宮道ノ下1924-4					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	金田郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月10日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県田川郡福智町金田1107-2					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	後藤寺郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月9日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県田川市大黒町1-1					
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	田主丸郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県久留米市田主丸町田主丸730-4					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月10日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	早良南郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県福岡市早良区東入部6-15-7					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	江迎郵便局	輸送施設の使用停止(96日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県佐世保市江迎町長坂172-8					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	津吉郵便局	輸送施設の使用停止(93日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県平戸市津吉町791-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	生月郵便局	輸送施設の使用停止(109日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県平戸市生月町壹部浦168-4					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	吾妻郵便局	輸送施設の使用停止(87日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県雲仙市吾妻町大木場名110					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	御厨郵便局	輸送施設の使用停止(85日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県松浦市御厨町里免886					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	西海郵便局	輸送施設の使用停止(84日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県西海市西海町川内郷931-1					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	深堀郵便局	輸送施設の使用停止(62日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月17日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県長崎市深堀町2丁目230-1					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	佐世保北郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月16日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県佐世保市田原町18-11					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	高来郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県諫早市高来町三部壹405-2					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	国見郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県雲仙市国見町土黒甲27-1					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	千々石郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県雲仙市千々石町戊145-5					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	千綿郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県東彼杵郡東彼杵町馳地郷39-4					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	口之津郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県南島原市口之津町甲2711-6					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	小浜郵便局	輸送施設の使用停止(91日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県雲仙市小浜町北本町905-55					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(當) 違反点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	日宇郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県佐世保市日宇町668-2					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	うきは郵便局	輸送施設の使用停止(127日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月19日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県うきは市浮羽町西隈上3-7					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	杷木郵便局	輸送施設の使用停止(84日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県朝倉市杷木池田542-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	八女郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月30日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県八女市本村75-2					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	久留米郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月10日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県久留米市日吉町23-7					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	甘木郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県朝倉市甘木948					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	若松郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月5日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県北九州市若松区浜町1-11-1					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	三潴郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県久留米市三潴町玉満2978-5					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	勝山郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月29日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県京都郡みやこ町勝山大久保2181-7					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	神湊郵便局	輸送施設の使用停止 (21日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月22日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	福岡県宗像市神湊1242-248					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	飫肥郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県日南市飫肥1丁目4-30					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	上椎葉郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県東臼杵郡椎葉村下福良1739-7					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	えびの郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県えびの市大字原田字篆原3237-3					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	日之影郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3389-4					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	高千穂郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字尾迫原27-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	曾木郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県延岡市北方町曾木子2342					
令和7年12月17日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	檜峰郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県東臼杵郡北方町末497-13					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	高岡郵便局	輸送施設の使用停止(127日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県宮崎市高岡町飯田4-11-3					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	清武郵便局	輸送施設の使用停止(123日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県宮崎市清武町西新町3-6					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	都農郵便局	輸送施設の使用停止(112日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県児湯郡都農町川北4644					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	川南郵便局	輸送施設の使用停止(109日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県児湯郡川南町大字川南13679-40					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	住吉郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県宮崎市島之内7175-1					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	生目郵便局	輸送施設の使用停止(83日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県宮崎市浮田3139-1					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	広瀬郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県宮崎市佐土原町下田島20291					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	西都郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年5月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県西都市中央町2丁目31					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	土々呂郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県延岡市土々呂町4丁目4086					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	北川郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月2日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県東臼杵郡北川町大字川内名7029-3					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	神門郵便局	輸送施設の使用停止 (38日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月15日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	宮崎県東臼杵郡南郷村神門863-1					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	唐津郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県唐津市千代田町2564-4					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	相知郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県唐津市相知町相知1509-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	徳須恵郵便局	輸送施設の使用停止 (80日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(2)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県唐津市北波多村徳須恵1041-2					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	浜崎郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月1日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	佐賀県唐津市浜玉町浜崎1155-3					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	今津郵便局	輸送施設の使用停止 (127日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県中津市今津1137-6					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	北山田郵便局	輸送施設の使用停止 (70日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年7月24日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県玖珠郡玖珠町戸畠6487-1					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	中川郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県日田市天瀬町合田2079-6					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	武蔵郵便局	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県国東市武蔵町古市105-2					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	柿坂郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県中津市耶馬渓町柿坂486-22					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	大山郵便局	輸送施設の使用停止(60日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月26日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録(不実記載)違反(安全規則第7条第5項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県日田市大山村西大山903-2					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	津江郵便局	輸送施設の使用停止(52日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県日田市中津江村柄野2630-7					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	五馬郵便局	輸送施設の使用停止 (45日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月20日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県日田市天瀬町五馬市1367-4					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	耶馬溪郵便局	輸送施設の使用停止 (43日車)	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年8月25日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	大分県中津市本耶馬溪町樋田280-1					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	式見郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県長崎市式見町200-1					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	有喜郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県諫早市有喜町219					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	波佐見郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷625-2					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	川棚郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月8日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県東彼杵郡川棚町大字栄町79-2					

貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	亀岳郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県西海市西彼町喰場郷683-2					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	大瀬戸郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸桜浦郷2373-6					
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	三重郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月12日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県長崎市三重町1096-7					

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年12月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年12月24日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者 小池信也	世知原郵便局	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項 ※貨物自動車運送事業法第36条第2項より準用	令和7年9月18日、日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項)	-	-
	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	長崎県佐世保市世知原町栗迎100-1					